

## 貸借対照表

2022年3月31日現在

単位:千円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>719,772</b>	<b>流動負債</b>	<b>515,690</b>
現金及び預金	358,379	営業未払金	240,728
営業未収金	337,724	短期借入金	200,000
貯蔵品	8,461	未払消費税	21,320
前払費用	12,988	未払法人税等	7,453
立替金	68	未払費用	26,310
未収入金	2,180	預り金	1,893
貸倒引当金	△30	前受収益	3,654
		リース負債	2,027
		賞与引当金	12,301
<b>固定資産</b>	<b>1,277,434</b>	<b>固定負債</b>	<b>70,225</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>193,632</b>	繰延税金負債	7,915
建物	31,605	退職給付引当金	61,634
構築物	1,826	リース負債	675
車両運搬具	6,590		
工具、器具及び備品	570		
土地	150,735		
リース資産	2,304	<b>負債合計</b>	<b>585,915</b>
		純資産の部	
<b>無形固定資産</b>	<b>17,771</b>	<b>株主資本</b>	<b>1,392,377</b>
ソフトウェア	13,600	資本金	385,500
電話加入権	1,310	資本剰余金	498,740
ソフトウェア仮勘定	2,860	資本準備金	490,300
		その他資本剰余金	8,440
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,066,029</b>	利益剰余金	508,136
投資有価証券	84,705	利益準備金	90,000
関係会社長期貸付金	800,000	その他利益剰余金	418,136
出資金	1,225	別途積立金	200,000
長期前払費用	1,193	繰越利益剰余金 (うち当期純損失)	218,136 (3,413)
差入保証金	170,853	<b>評価・換算差額等</b>	<b>18,913</b>
保険積立金	8,052	その他有価証券評価差額金	18,913
		<b>純資産合計</b>	<b>1,411,291</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,997,206</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>1,997,206</b>

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 注 記 表

### I.重要な会計方針に関する事項

1. 計算書類作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本となる事項は次のとおりであります。

#### (1)資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

満期保有目的債券……償却原価法（定額法）を採用しております。

##### その他有価証券

(イ)時価のあるもの……期末決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全額純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

(ロ)時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産(貯蔵品)……最終仕入原価法による原価法に基づく低価法を採用しております。

#### (2)固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……定率法を採用しております。

(リース資産除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、は定額法を採用しております。

2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

② 無形固定資産……定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについて

(リース資産除く)

ては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 投資その他の資産……均等償却を採用しております。

(長期前払費用)

#### (3)引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に債権の回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金……従業員への退職金支給に備え、当事業年度末における要支給額を計上しております。

③ 賞与引当金……従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### (4)消費税等の会計処理方法

税抜き方式を採用しております。

#### (5)会計方針の変更

(収益認識基準に関する会計基準等の適用)

「収益認識基準に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)は、第1四半期の期首から適用となりましたが、該当する取引はありませんでした。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。)は第1四半期の期首から適用しましたが、該当する取引はありませんでした。